

洲本市認定地域クラブの認定に関する取扱要領

(趣旨)

第1条 本要領は、「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」(令和7年12月文部科学省)に示された「地域クラブ活動に関する認定制度」に基づき、また「洲本市中学校の部活動の地域移行についての方針」を踏まえ、洲本市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が地域クラブの認定を行うに当たり、必要な事項を定めるものとする。

(認定要件)

第2条 洲本市認定地域クラブ(以下「認定クラブ」という。)の認定を受けるに当たり満たすべき要件を別表のとおり定める。

- 2 別表に掲げる認定要件を満たしているか否かについては、教育委員会が、文部科学省の認定制度における別紙1「地域クラブ活動に関する認定制度における『2. 認定要件』の具体的な確認事項」を準用しつつ、「洲本市地域クラブ活動についての方針」に基づき総合的に審査・判断するものとする。

(認定の申請)

第3条 認定を受けようとする運営主体の代表者(以下「申請者」という。)は、洲本市認定地域クラブ誓約書兼申請書(様式第1号)及び洲本市認定地域クラブ認定要件確認書(様式第2号)に、次に掲げる書類を添えて、教育委員会に提出しなければならない。

- (1) 運営主体の規約(会則)
- (2) 役員名簿及び指導者名簿(指導資格や実績を有する者は証明書類の写しを添付。)
- (3) 活動計画書(活動日時、場所、対象範囲、年間スケジュール等を明記したもの)
- (4) 収支予算書(会費設定の根拠がわかるもの) ※会費が月額3000円を超える団体等は必須
- (5) 危機管理マニュアル及び緊急連絡体制表
- (6) その他教育委員会が必要と認める書類(保険加入が必要な者の一覧等)

(認定の審査及び決定)

第4条 教育委員会は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、第2条に定める認定要件に適合すると認めたときは、認定の決定を行うものとする。

- 2 教育委員会は、前項の規定により認定の決定をしたときは、申請者に対し洲本市認定地域クラブ認定通知書(様式第3号)により通知するものとする。
- 3 教育委員会は、審査の結果、認定をしないことと決定したときは、申請者に対し洲本市認定地域クラブ不認定通知書(様式第4号)により、その理由を付して通知するものとする。

(有効期間及び更新)

第5条 認定の有効期間は、認定の日から最初に到来する年度の3月31日までとする。

- 2 前項の有効期間満了後も引き続き認定を受けようとする運営主体は、有効期間が満了する日の一月前までに洲本市認定地域クラブ認定更新申請書(様式第5号)を教育委員会に提出しなければならない。更新後の有効期間は1年間(翌年度の3月31日まで)とする。

(変更の届出)

第6条 認定クラブは、第3条各号の申請書類の内容に変更が生じたときは、速やかに洲本市認定地域クラブ変更届出書（様式第6号）を教育委員会に提出しなければならない。

(活動の休止又は廃止)

第7条 認定クラブは、当該活動を休止し、又は廃止しようとするときは、速やかに所属生徒、保護者等の関係者に周知するとともに、休止又は廃止しようとする日の一月前までに洲本市認定地域クラブ（休止・廃止）届出書（様式第7号）を教育委員会に提出しなければならない。

(認定の取消し)

第8条 教育委員会は、認定クラブが次の各号のいずれかに該当するときは、その認定を取り消すことができる。

- (1) 第2条に定める認定要件を満たさなくなったと認められるとき。
 - (2) 偽りその他不正の手段により認定を受けたことが判明したとき。
 - (3) 指導者又は関係者による暴力、暴言、ハラスメントその他の著しく不適切な行為が行われ、是正の指導に応じないとき。
 - (4) 学校施設又は貸与備品の利活用において、著しい利活用ルールの違反、損壊、目的外使用、無断転貸等を行い、教育委員会又は学校からの是正の指導に従わないとき。
 - (5) その他、本要領の規定又は法令等に違反し、認定クラブとして適当でないと教育委員会が認めるとき。
- 2 教育委員会は、前項の規定により認定を取り消したときは、当該団体に対し洲本市認定地域クラブ認定取消通知書（様式第8号）により通知するものとする。
- 3 団体自ら認定の取消しを申し出る場合は、洲本市認定地域クラブ認定取消しの申出書（様式第9号）を教育委員会に提出しなければならない。

(報告及び調査)

第9条 教育委員会は、認定クラブの適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、認定クラブに対し、活動状況や会計、施設利用状況等について報告を求め、又は必要な調査を行うことができる。

- 2 認定クラブは、毎年度の活動終了後、速やかに洲本市認定地域クラブ実績報告書（様式第10号）を教育委員会に提出しなければならない。

(認定クラブに対する支援)

第10条 教育委員会は、認定クラブに対し、予算の範囲内で支援を行うことができる。

(委任)

第11条 この要領に定めるもののほか、認定制度の実施に関し必要な事項及び様式等は、教育委員会が別に定める。

附 則

この要領は、告示の日から施行する。

別表（第2条1項関係）

要件項目	洲本市の方針に基づく具体的な確認事項
一：教育的意義の継承及び自由な参加	ア 学校部活動が担ってきた教育的意義を継承・発展させた活動であり、青少年の健全育成を主目的とした活動であること。 イ 原則として活動場所が洲本市内にあること。 ウ 洲本市内に在住、在学の中学1年生から3年生を対象に含んでおり、所属校・学年を問わず、希望により自由に加入・脱退できること。また、特定の生徒を対象としたスカウト又は選抜（セレクション等）を行わないこと。 ※特別な事情がない限り地域別による参加制限などは設けず、島内全域（淡路島全体）を参加対象の範囲とすることが望ましい。（幼児・児童や大人も参加対象とすることもできる）。
二：適切な活動時間及び休養日の設定	ア 生徒の健全な心身の発達、学業、家庭生活の調和に配慮し、総活動時間を「週あたり最大で11時間程度」とすることを目安とすること。 イ 生徒に対して「週2日以上」の休養日を設けるよう努めること。
三：低廉な参加費等の設定	ア 営利を主目的とした活動でないこと。 イ 活動の維持・運営に必要な範囲で、可能な限り低廉な参加費（会費）等が設定されていること。 ウ 保護者の過度な経済的負担とならないよう配慮した、適正な会費・収支計画であること。（大会参加料、遠征移動費等の必要経費が別途生じる場合は事前に保護者に通知すること） ※会費設定が月額3000円以下である地域クラブについては、申請時の収支予算書の提出を省略することができる。
四：適切な指導の実施体制	ア 団体等を構成するすべての者が、暴力・暴言・ハラスメント等の不適切行為の防止を徹底し、安全かつ適切な指導が行える体制を有すること。 イ 安全管理及び生徒の見守りに十分なスタッフの配置に努め、関係者に対して明示すること。

要件項目	洲本市の方針に基づく具体的な確認事項
	ウ 団体等は指導者の養成や資質向上及び指導者資格や審判資格の取得に努めることとし、教育委員会が指定する指導者研修（ハラスメント防止・安全管理等）の受講に努めること。 ※各団体等において指導者が有する資格等は、洲本市認定クラブの団体紹介ページに掲載することとする。 ※各種大会に出場する際に必要な指導者資格等については、各団体の責任で必ず確認しておくこと。 エ 「こども性暴力防止法」の趣旨に基づき、すべての指導者について過去に子どもに対する性暴力や法令・規則等に基づく懲戒処分等の歴がないことを確認し、指導者全員からその旨の誓約書の提出を受けていること。
五：適切な安全確保の体制	ア 指導者及び参加生徒全員が、活動中の事故等に備え「スポーツ安全保険」等の損害賠償保険及び傷害保険に加入すること。 ※傷害保険加入については、洲本市認定クラブに対する支援として教育委員会からの支援を受けることができる。 イ 気象状況（熱中症リスク等）や生徒の健康状態を考慮し、適切な活動実施判断ができる体制を整えること。 ウ 「緊急時の連絡体制」及び「危機管理マニュアル（事故・災害時対応）」を策定し、指導者、保護者、関係機関等とあらかじめ共有していること。
六：適切な運営体制の確保	ア 組織の目的、入退会、会費、役員等を定めた「規約（会則）」が適切に整備され、一般に公開されていること。 イ 組織の持続的かつ健全な運営のため、組織内に「代表」「会計」「監事（監査）」等の役員を置き、原則としてこれらを兼務しないこと。 ウ 公正かつ適切な会計処理を行い、組織の透明性を確保するため、関係者に対する情報開示に努めること。 エ 大会・コンクールに参加する場合には、その運営に積極的に協力すること
七：学校等との適	ア 生徒の所属中学校と情報共有体制を確立し、学校教育活動の円滑な実施に向けて協力・連携すること。

要件項目	洲本市の方針に基づく具体的な確認事項
切な連携並びに施設・備品の利活用	イ 教職員による兼職兼業が行われる場合等には、その円滑な実施のため、教育委員会や学校との必要な連絡調整を行うこと。 ウ 学校施設又は地域の公共施設を利用する際は、学校教育活動等を優先し、定められた利用調整ルールを厳守すること。 エ 洲本市から貸与された物品・備品については、善良な管理者の注意をもって管理し、目的外使用及び第三者への転貸を一切行わないこと。 オ 活動終了後は、「来たときよりも美しく」を基本とし、指導者及び生徒が自ら片付け、清掃（使用場所、トイレ等）、ゴミの処分を徹底し、指定された鍵の閉め切り及び防犯ルールを遵守すること。